

地方公務員の災害補償に関する法令の適用関係及び補償実施機関については次の表のとおりです。

区分	身分	地方公務員				非公務員		補償実施機関
	所属	地方公共団体		特定地方独立行政法人		一般地方独立行政法人		
	職種	一般職	特別職	職員 (一般職)	役員 (特別職)	職員	役員	
常勤職員	全職員	地方公務員災害補償法						地方公務員 災害補償基金
非常勤職員	再任用短時間職員	地方公務員 災害補償法		地方公務員 災害補償法				
	常勤的非常勤職員	地方公務員災害補償法						
	議会の議員、行政委員会の委員、地方公共団体の附属機関の委員、統計調査員等他の法令の適用を受けない者 (労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業に雇用される者)	地方公務員災害補償法に基づく条例		労働者災害補償保険法				条例適用職員 地方独立行政法人の使用者たる役員 ↓ 各所属
	水道、交通、清掃病院、学校など労働基準法別表第1に掲げる事業に雇用される者	労働者災害補償保険法 (労災法の対象とならない場合には条例)		(使用者たる役員については独立行政法人が定める)		(使用者たる役員については独立行政法人が定める)		それ以外の職員 ↓ 国
消防団員・水防団員		消防組織法、水防法及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律					各所属	
学校医、学校歯科医及び学校薬剤師		公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律			労働者災害補償保険法			